

令和6年度 学校図書館担当者連絡会

8月20日 学校司書と司書教諭及び図書館担当を対象とした連絡会が開催されました。

全体会では、教育委員会挨拶の後、小学校教育課より「学校における読書活動の推進」について、学校図書館支援センターより「支援センター事業説明」、発達教育センターより「多様な学びの場における読書活動及び環境の充実」についての話がありました。

分科会では、小グループに分かれて「子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会づくり」についての各学校での取り組みについて話し合いました。司書教諭や図書館担当にとっては、なかなか聞けない異校種の学校図書館の様子や読書活動推進の取り組みを聞くことができ、貴重な時間となりました。

また、発達教育センター主事から紹介のあった「リーディングトラッカー」についても、自校の図書館に準備したいという声を沢山いただきました。

これからも、子どもの読書活動の推進、読書の習慣化のために、研修を深めたり、他校との交流を深めたりしながら、学校図書館の充実を図りたいものです。

<感想等>

- 全体会の子どものニーズに合った読書に親しむ機会づくりでは、支援が必要な子どもたちが増えているので、リーディングトラッカーやデイズ図書など、もう少し詳しく調べてみようと思いました。
- 読書のバリアフリーについて、困り感のある児童に本を読むきっかけが作れる方法が見つかり、大変参考になりました。
- おすすめの本の紹介の仕方、本の選定の仕方、家庭との連携の方法など様々な取り組みがあり、参考になりました。
- 子どもたちが図書館に気軽に足を運べるよう、様々なイベントや読書時間の確保、掲示の工夫をされていることが分かりました。自校でも、できることからやっていきたいと思います。



秋の読書週間が始まります

2024年、第78回読書週間は、10月27日から11月9日までです。また今年の読書週間の標語は、「この一行に逢いにきた」です。

各学校では、この時期に読書週間を設け、さまざまな取り組みをされることと思います。小学校では、図書委員会、読書リーダーだけでなく、学校全体で、学年や学級での取り組みを、中学校では美術部、放送部など、委員会や部活等と絡めながら、多くの児童生徒が、読書に関わる機会を設けることが大切なことだと思います。

ご多用とは存じますが、司書教諭（学校図書館担当教諭）と学校司書が連携し、秋の読書週間の充実をお願いします。

ご確認をお願いします

学校図書館支援センターへのお問い合わせに、学校図書館の選書規準や廃棄基準についてのお尋ねがよくあります。全国学校図書館協議会において制定されている各種基準は、以下の URL よりご覧いただけますので参考にしてください。

【全国学校図書館協議会図書選定基準】

<https://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-34.html>

【全国学校図書館協議会絵本選定基準】

<https://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-82.html>

【学校図書館図書廃棄規準】(2021年12月1日改訂)

<https://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-36.html>



また、学校図書館の蔵書の配分比率については「学校図書館メディア基準」、学校図書館に整備すべき蔵書冊数の標準として国が定めたものは「学校図書館図書標準」に記載されています。

【学校図書館メディア基準】(2021年4月1日改訂)

<https://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-37.html>

【学校図書館図書標準】(文部科学省 HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm

<小学校教育課・中学校教育課より>

読書の秋、各地で読書に関するイベントが開催されており、本にふれる機会が増え、読書への関心が高まっているのではないのでしょうか。各学校においても、子どもたちが様々な本と出会い、読書の楽しさを味わうことができるよう、環境整備を進めていただいていると思います。

今年度の「学校図書館図書標準」を各学校にお伝えしていますので、確認の上、適切な整備に努めていただきますようお願いします。

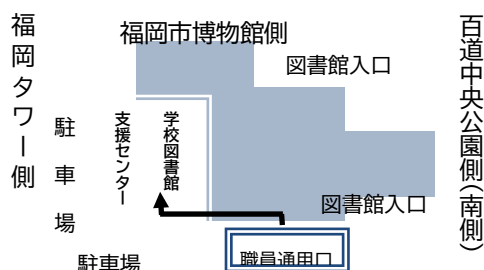
11月は学校図書館利用状況及び読書量調査を実施します。児童生徒の実態を把握し、今後の図書館教育の充実に活かしていきます。

<支援センター日記>

2019年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。

この法律(通称:読書バリアフリー法)は「障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律」として施行されました。

学校においても、読書に対して困り感を持った児童生徒がいると思います。「すべての子どもが読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる学校図書館」の整備を、研修を深め、努めていきたいものです。



(職員通用口から入って警備室にて受付をお願いします)

福岡市学校図書館支援センター

所在地:福岡市早良区百道浜3丁目7-1

福岡市総合図書館団体貸出内

開館日時:毎週月～金 10:00～18:00(土日祝日を除く)

電話:092-852-0639

FAX:092-852-0801